

業者婦人の地位向上と支援施策の充実をもとめる請願書

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

2007年 月 日

【請願趣旨】

自営中小業者の営業に携わる業者婦人（女性事業主・女性家族従業者）は、地域経済の担い手として住民に喜ばれる商売を心がけ、社会的、文化的にも大きな役割を果たしています。

しかし、家族従業者がどんなに働いても、事業主一人の収入とされ、働き分（自家労賃）を経費として認めず、タダ働き（無償労働）となっています。家族従業者というだけで自家労賃を認めないのは、法の下の平等を定めた憲法第14条、両性の平等を定めた第24条に違反する人権問題です。世界の主要国では「自家労賃を賃金」として認めています。日本でも家族従業者の実態を把握し、所得税法第56条を廃止するとともに、起業する女性、女性事業主への支援施策を充実して下さい。

傷病時の休業補償である傷病手当金は、営業を続けるために必要不可欠です。また、出産手当金は子どもを安心して産むことができる最低の保障であり、少子化対策の観点からも強制給付が強く望まれています。国民健康保険法第58条に基づき傷病・出産手当金の早急な実施を求めます。

また、高すぎる国保料を払えず保険証を取り上げられ、治療を受けられない人が急増しています。国庫負担を増やして払える国保料にし、すべての加入者に保険証を交付して下さい。

5年余の「構造改革」の下で所得格差が拡大し、国民・中小業者の生活は疲へいしています。一方、大企業はバブル期を上回る利益を上げています。財源は能力に応じた公正な税負担で生み出し、営業と暮らしを破壊する消費税・庶民大増税は中止して下さい。

【請願項目】

- 1、女性起業家・女性家族従業者に対する支援を充実させること。
特に女性家族従業者の実態把握を早期に具体化すること。
- 2、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めること。
一人ひとりの働き分を認めない所得税法第56条は廃止すること。
- 3、少子化対策として、国民健康保険に出産手当金をつけること。
病気の際には、傷病手当金を強制給付にすること。
すべての加入者に正規の国民健康保険証を交付すること。
- 4、消費税・庶民大増税は中止すること。

氏名	住所

全商連婦人部協議会

取扱団体